

全火災引報

第582号 令和5年10月

発行元 公益社団法人

全国火薬類保安協会

発行責任者 川崎 勝樹

郵便番号 104-0032

東京都中央区八丁堀4丁目13番5号

電話 03(3553)8762

www.zenkakyo-ex.or.jp

● 令和5年度甲種・乙種火薬類製造保安責任者試験について

上記試験の出願は、8月25日に締め切りました。出願者数は次のとおりです。

甲種製造 112人 乙種製造 27人 合計 139人

なお、試験日は、11月6日(月)、7日(火)の両日、試験会場は「日本教育会館(東京都)」、合格発表日は、12月22日(金)です。

● 主要行事予定表 ※新型コロナウイルス感染症対策のため、延期、中止の可能性がります。
ホームページ等でも随時お知らせします。

| 開催年月日 | 主要行事 |
|------------------------|--|
| 令和5.11.6~7 11.18~28 | 甲種・乙種火薬類製造保安責任者試験(大臣試験) 火薬類爆発影響低減化保安技術実験(北海道) |

● 令和5年火薬類関係事故について(9月30日までに報告のあったもの)

総括表(取扱・種類別一覧表)

| 項目 | 種類別 | 事故件数 | | 死亡者数 | | 負傷者数 | |
|-------|-------|------|----|------|---|---------|------|
| | | 件数 | 計 | 人数 | 計 | 人数(重-軽) | 計 |
| 製造中 | 産業火薬 | 1 | 2 | 0 | 0 | 0-0 | 0-1 |
| | 煙火 | 0 | | 0 | | 0-0 | |
| | がん具煙火 | 1 | | 0 | | 0-1 | |
| 消費中 | 産業火薬 | 2 | 63 | 0 | 0 | 0-0 | 5-10 |
| | 煙火 | 45 | | 4-7 | | | |
| | がん具煙火 | 16 | | 1-3 | | | |
| 運搬中 | 産業火薬 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0-0 | 0-0 |
| | 煙火 | 0 | | 0-0 | | | |
| | がん具煙火 | 0 | | 0-0 | | | |
| 貯蔵中 | 産業火薬 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0-0 | 0-0 |
| | 煙火 | 0 | | 0-0 | | | |
| | がん具煙火 | 0 | | 0-0 | | | |
| 玩ろう中 | 産業火薬 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0-1 | 0-1 |
| | 煙火 | 0 | | 0-0 | | | |
| | がん具煙火 | 0 | | 0-0 | | | |
| その他事故 | 産業火薬 | 0 | 3 | 0 | 0 | 0-0 | 0-0 |
| | 煙火 | 2 | | 0-0 | | | |
| | がん具煙火 | 1 | | 0-0 | | | |
| 合計 | 産業火薬 | 4 | 69 | 0 | 0 | 0-1 | 5-12 |
| | 煙火 | 47 | | 4-7 | | | |
| | がん具煙火 | 18 | | 1-4 | | | |

※詳細は、弊協会のホームページをご覧ください。

● 産業火薬類の生産、出荷(販売)、在庫量(経済産業省生産動態統計月報)は経済産業省のホームページ中の統計からご覧ください。

URL https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/seidou/result/ichiran/08_seidou.html#menu5

講習会開催計画表

- 講習会開催計画表は、都道府県協会からの報告に基づき作成したものです。
- 講習会の確認及び細部計画は、各協会にお問い合わせください。

11月講習会予定

| 協会名 | 日程 | 開催地 |
|-------|----|-------|
| 富山 | 1 | 富山市 |
| 徳島 | 1 | 三好市 |
| 大分 | 2 | 豊後大野市 |
| 広島 | 7 | 福山市 |
| 三重 | 8 | 津市 |
| 新潟 | 9 | 村上市 |
| 藤(全燐) | 9 | 青森市 |
| 山形 | 10 | 山形市 |
| 東京 | 10 | 新島 |
| 大阪 | 10 | 大阪市 |
| 高知 | 10 | 高知市 |
| 熊本 | 10 | 山鹿市 |
| 藤(全燐) | 10 | 八戸市 |
| 山口 | 14 | 宇部市 |
| 北海道 | 15 | 函館市 |
| 愛知 | 15 | 名古屋市 |
| 島根 | 15 | 雲南市 |
| 広島 | 15 | 三次市 |
| 和歌山 | 16 | 和歌山市 |
| 東京 | 17 | 中央区 |
| 京都 | 17 | 京都市 |
| 福井 | 20 | 小浜市 |
| 岐阜 | 20 | 高山市 |
| 福井 | 21 | 敦賀市 |
| 滋賀 | 21 | 大津市 |
| 宮城 | 24 | 仙台市 |
| 埼玉 | 24 | 熊谷市 |
| 福井 | 24 | 大野市 |
| 群馬 | 28 | 前橋市 |
| 富山 | 29 | 富山市 |
| 福井 | 29 | 大野市 |
| 静岡 | 29 | 静岡市 |
| 福井 | 30 | 福井市 |
| 福岡 | 30 | 飯塚市 |
| 鹿児島 | 30 | 鹿児島市 |
| 山梨 | 中旬 | 甲府市 |
| 山梨 | 中旬 | 甲府市 |
| 奈良 | 未定 | 奈良市 |
| 沖縄 | 未定 | 北大東村 |

| 協会名 | 日程 | 開催地 |
|-------|----|------|
| 徳島 | 1 | 三好市 |
| 広島 | 7 | 福山市 |
| 三重 | 8 | 津市 |
| 新潟 | 9 | 村上市 |
| 藤(全燐) | 9 | 青森市 |
| 山形 | 10 | 山形市 |
| 東京 | 10 | 新島 |
| 大阪 | 10 | 大阪市 |
| 福岡 | 10 | 福岡市 |
| 熊本 | 10 | 山鹿市 |
| 藤(全燐) | 10 | 八戸市 |
| 岐阜 | 14 | 岐阜市 |
| 富山 | 15 | 富山市 |
| 島根 | 15 | 雲南市 |
| 広島 | 15 | 三次市 |
| 和歌山 | 16 | 和歌山市 |
| 京都 | 17 | 京都市 |
| 福井 | 20 | 小浜市 |
| 愛知 | 20 | 岡崎市 |
| 福井 | 21 | 敦賀市 |
| 滋賀 | 21 | 大津市 |
| 宮城 | 24 | 仙台市 |
| 埼玉 | 24 | 熊谷市 |
| 福井 | 24 | 大野市 |
| 東京 | 26 | 中央区 |
| 群馬 | 28 | 前橋市 |
| 岐阜 | 28 | 高山市 |
| 福井 | 29 | 大野市 |
| 静岡 | 29 | 静岡市 |
| 福井 | 30 | 福井市 |
| 鹿児島 | 30 | 鹿児島市 |
| 山梨 | 中旬 | 甲府市 |
| 奈良 | 未定 | 奈良市 |
| 沖縄 | 未定 | 北大東村 |

| 保安手帳所持者(総合)保安教育講習 | | |
|-------------------|----|------|
| 協会名 | 日程 | 開催地 |
| 鹿児島 | 29 | 鹿児島市 |

| 再教育講習 | | |
|-------|----|------|
| 協会名 | 日程 | 開催地 |
| 愛知 | 8 | 名古屋市 |
| 千葉 | 10 | 千葉市 |
| 東京 | 10 | 新島 |
| 大阪 | 10 | 大阪市 |
| 兵庫 | 15 | 神戸市 |
| 和歌山 | 16 | 和歌山市 |
| 京都 | 17 | 京都市 |
| 山口 | 22 | 山口市 |
| 鹿児島 | 29 | 鹿児島市 |
| 沖縄 | 未定 | 北大東村 |

| 保安手帳所持者(煙火)保安教育講習 | | |
|-------------------|----|-------|
| 協会名 | 日程 | 開催地 |
| 岐阜 | 6 | 岐阜市 |
| 石川 | 8 | 宝達志水町 |
| 千葉 | 17 | 千葉市 |
| 愛知 | 20 | 岡崎市 |

● 危険物運搬車両に対する指導取締りの実施について

公益社団法人 全国火薬類保安協会 会員各位 様
公益社団法人 全国火薬類保安協会

経済産業省を通じ、警察庁生活安全局保安課長から危険物運搬車両に対する指導取締りの実施について連絡がありました。法令違反車両が運行することのないよう、点検・運行管理等についてよろしくお願ひします。

令和5年10月18日

公益社団法人 全国火薬類保安協会会長 殿
経済産業省 産業保安グループ 鈹山・火薬類監理官

危険物運搬車両に対する指導取締りの実施について

令和5年9月29日付け警察庁丁保発第116号をもって、警察庁生活安全局保安課長から、下記のとおり、これまで例年11月に行っていた危険物運搬車両に対する指導取締りの実施について、全国一律の実施期間を定めることなく、地域の実情に合わせて実施とするとの通知と協力依頼がありました。

これも踏まえ貴団体におかれては、今後とも危険物運搬車両の適切な運行が確保されるよう、通年にわたる安全確保の取組を会員に周知いただくようお願ひします。

警察庁丁保発第116号

令和5年9月29日

経済産業省 産業保安グループ
鈹山・火薬類監理官 殿

警察庁生活安全局保安課長

危険物運搬車両に対する指導取締りについて (依頼)

危険物運搬車両については、一たび事故が発生すれば、国民の生命、身体及び財産に重大な危害を及ぼすおそれがあるほか、交通遮断による経済活動の停滞等、社会生活に多大な影響を及ぼすことから、これを未然に防止することが重要であると考えています。

こうした考えの下、これまで例年11月を危険物運搬車両に対する指導取締りの実施期間として重点的に指導取締りを推進してきたところ、今後は全国一律の実施期間を定めるのではなく、関係機関が更に連携し、より実効的な指導取締りを地域の実情に応じて実施してまいりたいと考えていますので、貴職におかれましても、趣旨を御了知の上、必要に応じて管下関係機関への周知等について御協力をお願いします。

なお、本件については、当庁から全都道府県警察に対しても同様の指示をしていることを申し添えます。

● 景気は、緩やかに回復している。

- 9月の月例経済報告 -

内閣府は26日、月例経済報告等に関する関係閣僚会議に「9月の月例経済報告」を提出し、承認された。

(我が国経済の基調判断)

景気は、緩やかに回復している。

- ・個人消費は、持ち直している。
- ・設備投資は、持ち直している。
- ・輸出は、このところ持ち直しの動きがみられる。
- ・生産は、持ち直しの兆しがみられる。
- ・企業収益は、総じてみれば改善している。企業の業況判断は、持ち直している。
- ・雇用情勢は、改善の動きがみられる。
- ・消費者物価は、上昇している。

先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。

(政策の基本的態度)

「経済財政運営と改革の方針2023」に基づき、30年ぶりとなる高い水準の賃上げ、企業部門における高い投資意欲などの前向きな動きをさらに力強く拡大すべく、未来への投資の拡大と構造的賃上げの実現に向けた新しい資本主義の取組を加速させる。

8月30日に決定した燃料油価格の激変緩和事業の新たな措置や延長された電気・都市ガス料金の負担軽減策等を着実に実行していく。

その上で、足元の急激な物価高から国民生活を守り抜くとともに、地方・中堅中小企業を含めた持続的賃上げと地方の成長の実現や、成長力の強化・高度化に資する国内投資促進に加え、人口減少を乗り越え変化を力にする社会変革の起動・推進や、国民の安全・安心の確保のため、10月末を目途に「総合経済対策」を策定する。

日本銀行には、経済・物価・金融情勢を踏まえつつ、賃金の上昇を伴う形で、2%の物価安定目標を持続的・安定的に実現することを期待する。

こうした取組を通じ、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦力を一体的に進めつつ、デフレに後戻りしないとの認識を広く醸成し、デフレ脱却につなげる。